

(案)

令和 8 年度

行田市 一般会計 予算書
特別会計

目

次

○ 令和 8 年度行田市一般会計予算……………	1
○ 令和 8 年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算……………	16
○ 令和 8 年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算……………	20
○ 令和 8 年度行田市介護保険事業費特別会計予算……………	23
○ 令和 8 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算……………	26

議案第9号

令和8年度行田市一般会計予算

令和8年度行田市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,440,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月18日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		10,763,578
	1 市民税	4,845,447
	2 固定資産税	4,460,114
	3 軽自動車税	275,781
	4 市たばこ税	561,166
	5 都市計画税	617,403
	6 入湯税	3,667
2 地方譲与税		268,600
	1 地方揮発油譲与税	50,000
	2 自動車重量譲与税	210,000
	3 森林環境譲与税	8,600
3 利子割交付金		14,000
	1 利子割交付金	14,000
4 配当割交付金		100,000
	1 配当割交付金	100,000
5 株式等譲渡所得割交付金		190,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	190,000
6 法人事業税交付金		170,000
	1 法人事業税交付金	170,000
7 地方消費税交付金		2,100,000
	1 地方消費税交付金	2,100,000
8 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
9 地方特例交付金		137,000
	1 地方特例交付金	137,000
10 地方交付税		5,460,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地方交付税	5,460,000
11 交通安全対策特別交付金		6,100
	1 交通安全対策特別交付金	6,100
12 分担金及び負担金		5,340
	1 負担金	5,340
13 使用料及び手数料		318,552
	1 使用料	271,862
	2 手数料	46,690
14 国庫支出金		5,797,655
	1 国庫負担金	4,929,380
	2 国庫補助金	848,137
	3 委託金	20,138
15 県支出金		2,530,087
	1 県負担金	1,635,497
	2 県補助金	741,363
	3 委託金	153,227
16 財産収入		112,931
	1 財産運用収入	108,274
	2 財産売却収入	4,657
17 寄附金		186,500
	1 寄附金	186,500
18 繰入金		909,747
	1 特別会計繰入金	30,246
	2 基金繰入金	879,501
19 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000

(単位：千円)

款	項	金 額
20 諸収入		364,709
	1 延滞金加算金及び過料	10,000
	2 市預金利子	10,000
	3 貸付金元利収入	6,084
	4 雑入	338,625
21 市債		2,305,200
	1 市債	2,305,200
歳 入 合 計		32,440,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		239,357
	1 議会費	239,357
2 総務費		3,454,158
	1 総務管理費	2,650,118
	2 徴税費	482,641
	3 戸籍住民基本台帳費	232,356
	4 選挙費	33,430
	5 統計調査費	21,737
	6 監査委員費	33,876
3 民生費		13,950,037
	1 社会福祉費	6,810,092
	2 児童福祉費	5,291,093
	3 生活保護費	1,847,499
	4 災害救助費	1,353
4 衛生費		2,212,555
	1 保健衛生費	705,580
	2 清掃費	1,474,629
	3 上水道費	32,346
5 労働費		32,492
	1 労働諸費	32,492
6 農業費		501,402
	1 農業費	501,402
7 商工費		267,084
	1 商工費	267,084
8 土木費		4,050,573
	1 土木管理費	216,879

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 道路橋りょう費	1,621,201
	3 河川費	296,251
	4 都市計画費	1,743,016
	5 住宅費	173,226
9 消防費		1,353,524
	1 消防費	1,353,524
10 教育費		3,919,141
	1 教育総務費	829,615
	2 小学校費	489,934
	3 中学校費	343,294
	4 社会教育費	1,005,253
	5 保健体育費	1,251,045
11 公債費		2,429,267
	1 公債費	2,429,267
12 諸支出金		410
	1 土地開発基金繰出金	356
	2 土地開発公社振興費	54
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		32,440,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	中心市街地公共施設再編基本構想・基本計画策定事業	57,000	令和8年度	30,000
				令和9年度	27,000
10 教育費	5 保健体育費	学校給食センターボイラー更新事業	50,000	令和8年度	20,000
				令和9年度	30,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
期日前投票所設置撤去業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	10,308
開票機器修繕業務	令和８年度から 令和９年度まで	381
投開票機器搬入搬出業務	令和８年度から 令和９年度まで	88
投票器材搬入搬出業務	令和８年度から 令和９年度まで	801
期日前投票所案内業務	令和８年度から 令和９年度まで	434
選挙公報配布業務	令和８年度から 令和９年度まで	93
ポスター掲示場設置撤去保守業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	8,250
選挙事務従事者派遣業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	3,374
ポスター掲示場掲示板作製業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	12,071
選挙業務支援システム運用支援業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	3,424
投票用紙読取分類機運用支援業務	令和８年度から 令和９年度まで	80
選挙事務ＯＡ機器借上料	令和８年度から 令和９年度まで	1,670
選挙用諸用紙購入	令和８年度から 令和９年度まで	1,843

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
投票所入場券印刷業務	令和８年度から 令和９年度まで	2,269
スクールバス運行業務委託 (忍小学校区・見沼小学校区)	令和８年度から 令和１３年度まで	66,924

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
コミュニティセンター設備改修事業	千円 1,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行
支 所 設 備 改 修 事 業	18,000	同 上
地域交流センター設備改修事業	11,000	同 上
地域公共交通環境整備事業	3,700	同 上
児童交通公園設備改修事業	3,600	同 上
南河原隣保館設備改修事業	4,300	同 上
老人福祉センター設備改修事業	6,100	同 上
総合福祉会館設備改修事業	26,100	同 上
保 育 園 設 備 改 修 事 業	32,900	同 上
保 育 園 園 舎 改 修 事 業	1,900	同 上
保 育 園 整 備 事 業	1,400	同 上
児童センター設備改修事業	600	同 上
こども家庭センター設備改修事業	18,000	同 上
環境課事務所設備改修事業	1,300	同 上
環境センター設備改修事業	1,300	同 上
かんがい排水路整備事業	44,100	同 上

利 率	償 還 の 方 法
5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
農 道 整 備 事 業	千円 24,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行
水 田 貯 留 設 備 整 備 事 業	21,600	同 上
富 士 見 工 業 団 地 設 備 改 修 事 業	3,900	同 上
商 工 セ ン タ ー 設 備 改 修 事 業	19,800	同 上
道 路 整 備 事 業	451,600	同 上
幹 線 道 路 整 備 事 業	106,600	同 上
橋 り ょ う 長 寿 命 化 事 業	161,700	同 上
橋 り ょ う 整 備 事 業	115,200	同 上
秩 父 鉄 道 行 田 市 駅 周 辺 整 備 事 業	36,800	同 上
出 水 対 策 事 業	106,700	同 上
排 水 路 整 備 事 業	62,900	同 上
都 市 公 園 整 備 事 業	208,300	同 上
市 営 住 宅 改 修 事 業	87,200	同 上
市 営 住 宅 解 体 事 業	5,300	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業	129,300	同 上
防 災 施 設 整 備 事 業	4,800	同 上

利 率	償 還 の 方 法
5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
教育支援センター設備改修事業	千円 8,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行
小 学 校 校 舎 改 修 事 業	13,500	同 上
小 学 校 設 備 改 修 事 業	5,400	同 上
小 学 校 教 育 環 境 整 備 事 業	96,200	同 上
中 学 校 設 備 改 修 事 業	2,100	同 上
中 学 校 教 育 環 境 整 備 事 業	57,800	同 上
教育文化センター施設改修事業	2,200	同 上
教育文化センター設備改修事業	3,100	同 上
郷 土 博 物 館 設 備 改 修 事 業	42,900	同 上
地 域 公 民 館 設 備 改 修 事 業	43,500	同 上
地 域 公 民 館 施 設 改 修 事 業	9,100	同 上
総 合 体 育 館 設 備 改 修 事 業	252,100	同 上
学 校 給 食 セ ン タ ー 設 備 改 修 事 業	47,300	同 上

利 率	償 還 の 方 法
5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上

議案第 10 号

令和 8 年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算

令和 8 年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,930,926 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第 2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第 3 款国民健康保険事業費納付金の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,711,286
	1 国民健康保険税	1,711,286
2 負担金		1
	1 負担金	1
3 国庫支出金		4,083
	1 国庫補助金	4,083
4 県支出金		5,615,556
	1 県補助金	5,615,556
5 財産収入		22
	1 財産運用収入	22
6 繰入金		518,439
	1 繰入金	518,439
7 繰越金		62,227
	1 繰越金	62,227
8 諸収入		19,312
	1 延滞金加算金及び過料	10,001
	2 市預金利子	1
	3 雑入	9,310
歳入合計		7,930,926

款	項	金 額
1 総務費		119,433
	1 総務管理費	99,744
	2 徴税費	19,116
	3 運営協議会費	573
2 保険給付費		5,548,400
	1 療養諸費	4,793,917
	2 高額療養費	727,404
	3 葬祭諸費	7,000
	4 移送費	70
	5 出産育児諸費	20,009
	6 傷病諸費	0
3 国民健康保険事業費納付金		2,140,379
	1 医療給付費分	1,415,458
	2 後期高齢者支援金等分	513,609
	3 介護納付金分	164,535
	4 子ども・子育て支援納付金分	46,777
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		102,438
	1 特定健康診査等事業費	70,264
	2 保健事業費	32,174
6 国民健康保険基金費		22
	1 国民健康保険基金費	22
7 公債費		1,900
	1 公債費	1,900
8 諸支出金		15,353

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 償還金及び還付加算金	15,353
9 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		7,930,926

議案第 11 号

令和 8 年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算

令和 8 年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,194 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

第1表

歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 共済会費収入		17,500
	1 共済会費収入	17,500
2 分担金及び負担金		550
	1 負担金	550
3 財産収入		424
	1 財産運用収入	424
4 繰越金		10,706
	1 繰越金	10,706
5 諸収入		14
	1 市預金利子	1
	2 雑入	13
歳入合計		29,194

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		5,410
	1 総務管理費	5,410
2 事業費		23,060
	1 事業費	23,060
3 交通災害共済基金費		424
	1 交通災害共済基金費	424
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		29,194

議案第 12 号

令和 8 年度行田市介護保険事業費特別会計予算

令和 8 年度行田市介護保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,507,504 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第 2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1,690,438
	1 介護保険料	1,690,438
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1,492,491
	1 国庫負担金	1,264,651
	2 国庫補助金	227,840
4 支払基金交付金		1,956,742
	1 支払基金交付金	1,956,742
5 県支出金		1,060,244
	1 県負担金	1,025,397
	2 県補助金	34,847
6 財産収入		4,471
	1 財産運用収入	4,471
7 繰入金		1,104,646
	1 一般会計繰入金	1,104,645
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		198,425
	1 繰越金	198,425
9 諸収入		46
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	42
歳入合計		7,507,504

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		173,943
	1 総務管理費	93,319
	2 徴収費	11,190
	3 介護認定審査会費	68,170
	4 趣旨普及費	1,264
2 保険給付費		7,046,326
	1 介護サービス等諸費	6,435,376
	2 介護予防サービス等諸費	196,751
	3 その他諸費	4,295
	4 高額介護サービス等費	168,844
	5 高額医療合算介護サービス等費	23,981
	6 特定入所者介護サービス等費	217,079
3 基金積立金		4,471
	1 基金積立金	4,471
4 地域支援事業費		245,211
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	197,385
	2 包括的支援事業・任意事業費	47,826
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		35,552
	1 償還金及び還付加算金	5,306
	2 繰出金	30,246
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	7,507,504

議案第 13 号

令和 8 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

令和 8 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,588,980 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 18 日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1, 257, 145
	1 後期高齢者医療保険料	1, 257, 145
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		315, 062
	1 一般会計繰入金	315, 062
4 繰越金		13, 649
	1 繰越金	13, 649
5 諸収入		3, 123
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	3, 120
	3 市預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		1, 588, 980

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		12,653
	1 総務管理費	3,835
	2 徴収費	8,818
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,572,207
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,572,207
3 諸支出金		3,120
	1 償還金及び還付加算金	3,120
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,588,980